

広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、広島県社会福祉協議会内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は会員相互の有機的連携を図り、地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター事業の発展向上を期し、関係機関及び団体等との連絡調整を行うとともに、事業に関する調査・研究・協議を行い、かつその実践により地域社会における保健医療の向上及び福祉の増進を図り、地域包括ケアシステムの構築ならびに地域共生社会の推進に寄与することを目的とする。

2 第 1 項に規定する地域包括支援センターとは、介護保険法第 115 条の 39 が規定するセンターとし、また在宅介護支援センターとは、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 で規定する老人介護支援センターを表すものとする。

3 第 1 項における関係機関および団体等との連絡調整にあたっては、医療・介護・地域を含む幅広い団体等ならびに行政等の関係機関と主体的に関わり、規範的統合を推進する役割を担うとともに、それらの団体・関係機関等に所属する者がそれぞれの日常生活圏域において地域住民の支援にあたり有機的に連携する地域包括支援ネットワークが構築されるよう留意するものとする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健医療の向上及び福祉の増進に関する調査研究
- (2) 保健医療の向上及び福祉の増進に関する研修及び研究発表会等の実施
- (3) 保健医療の向上及び福祉の増進に関する普及啓発事業の実施
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡協議
- (5) 災害支援に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した、広島県内の「地域包括支援センター（サブセンターも含む）、在宅介護支援センター、在宅介護支援センター以外の地域包括支援センターのブランチ」（以下「支援センター」という）とする。
- (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会した、広島県外の「支援センター」とする
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した、保健・医療・福祉の関係団体や市町等又は個人とする
- (4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦され、総会において承認された者とする

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の正会員、準会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

- 2 役員は、正会員である「支援センター」の代表者又は運営責任者の中から理事会にて選出し、総会にて承認する。
 - (1) 一会員センターから複数の役員を選任することはできないものとする。
 - (2) 役員は、医療法人と社会福祉法人から2名以上、その他法人等から1名以上とする。
 - (3) 会員が所属する法人の地域性、事業形態(地域包括支援センター、在宅介護支援センター)をふまえて、選出する。
- 3 会長が必要と認めた場合は、総会の議を経て、学識経験者等を理事に加えることができる

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長に指名された副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、本会の業務および会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、その再任を妨げない。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第10条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により本会の運営に助言することができる。
- 4 顧問は、会長の要請により関係する会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問の任期は、役員の任期に準ずるものとする。

(総会)

第11条 総会は、正会員である「支援センター」を代表する者をもって構成し、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) 会則の改正その他本会の運営に関する重要な項目
- 2 総会は、年2回以上開催し、会長がこれを招集する。
 - 3 「支援センター」の代表者は、その代理に議決に関する権限を委任することができる
 - 4 総会の議長は、その都度、出席した正会員の互選とする。

- 5 総会は、正会員の過半数をもって成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 特別な場合において、会長は文書をもって意見を求め、総会に代えることができる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会において委任された事項
 - (3) その他会長において必要と認めた事項
- 2 理事会は、必要の都度会長が招集し、議長となる。
 - 3 理事会は、理事の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(部会・委員会)

第13条 本会の運営及び業務を総合的かつ円滑に行うため、部会・委員会を設置することができる。

- 2 部会・委員会に関して必要事項は、別に定める。
- 3 部会員・委員は会員、学識経験者の中から会長がこれを委嘱する。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、負担金（入会金、会費）及び助成金、寄付金並びにその他の収入をもって充てる。

- 2 正会員、準会員及び賛助会員は、負担金を支払う義務を負う。
- 3 負担金の額は、総会の議決を経て定める。

(退会)

第15条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第16条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 会員が第5条に定める要件を満たさなくなったとき
 - (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- 2 会員が前項の規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 3 既納の負担金は、会員が資格喪失した場合でも、これを返還しない。

(会計年度及び会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の会計は、第2条の事務所で処理する。

(予算決算)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の会計は、第2条の事務所で処理する。

附 則

この会則は、平成4年7月3日から施行する。
平成5年7月26日一部改正，施行
平成14年3月4日一部改正，施行
平成18年3月6日一部改正，同年4月1日施行。第1条「名称」について適当な時期，
（数年内）に見直すこととする。
平成20年4月1日一部改正，施行
平成23年3月17日一部改正，施行
平成25年3月18日一部改正，施行
平成29年5月29日一部改正，施行
平成31年 4月1日一部改正，施行
令和 元年6月20日一部改正，施行
令和 2年3月12日一部改正，施行